



バーゼルⅢの概要と 見直しの背景

大和総研 資本市場調査部
制度調査課 課長代理

金本 悠希

■はじめに

国際的な銀行の自己資本規制として知られるバーゼルⅡは、2008年秋の金融危機によってその脆弱性が明らかになったため、G20サミットにおける金融制度改革の取組みの中で見直されることとなった。2010年11月のG20ソウル・サミットで国際的に活動する銀行の自己資本・流動性の新たな枠組みが了承され、同年12月にバーゼル銀行監督委員会(以下

〈目次〉

はじめに

1. バーゼルⅢの全体像
2. 資本の質の向上と最低水準の引き上げ
3. リスク捕捉の強化
4. 資本保全バッファー及びカウンターシクリカル資本バッファーの導入
5. レバレッジ比率規制の導入
6. 流動性比率規制の導入

最後に

「バーゼル委」) がバーゼルⅢの規則文書を公表した。本稿では、見直しが必要とされた背景を含め、バーゼルⅢの概要について解説する。

■ 1. バーゼルⅢの全体像

バーゼルⅢでは、以下のように様々な見直しが行われている。

- ① 資本の質の向上と最低水準の引き上げ
- ② それまで捕捉されていなかったリスクの捕捉
- ③ 資本バッファー(資本保全バッファー及びカウンターシクリカル資本バッファー)の導入
- ④ レバレッジ比率規制の導入
- ⑤ 流動性比率規制の導入

(図表1) バーゼルⅢの段階的实施

(全ての日付は1月1日時点。網掛けは移行期間)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
レバレッジ比率		監督上の モニタリング期間	試行期間2013年1月1日～2017年1月1日 各銀行による開示開始2015年1月1日					第1の柱 への移行 を視野	
普通株式等の最低所要水準			3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
資本保全バッファ						0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
カウンターシクリカル資本バッファ*						設定水準 の 25%	設定水準 の 50%	設定水準 の 75%	設定水準 の 100%
普通株式等の最低所要水準+資本保全 バッファ			3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
普通株式等からの段階的控除(繰延税金 資産、モーゲージ・サービシング・ライ ツ及び金融機関に対する出資を含む)				20%	40%	60%	80%	100%	100%
Tier1最低所要水準			4.5%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
総資本最低所要水準			8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
総資本最低所要水準+資本保全バッファ			8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%
その他Tier1またはTier2に算入できな くなる資本のグランドファザリング			10年間(2013年1月1日開始)						

流動性カバレッジ比率(LCR)	観察期間 開始				最低基準 の導入				
安定調達比率(NSFR)	観察期間 開始							最低基準 の導入	

※ 設定水準は、0～2.5%の範囲で各国当局が裁量により決定する。

(出所) バーゼルⅢ規則文書及び金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」を基に大和総研作成

それぞれの内容は後述するが、バーゼルⅢでは、見直しの内容だけでなく、世界的な景気回復への影響を考慮して比較的長い移行期間が採られ、2013年から2019年にかけて段階的に実施されるということも重要である(流動性比率規制では観察期間、レバレッジ比率規制では試行期間等も設けられている)(図表1参照)。この間に、たとえば資本の水準の引き上げに対して増資や内部留保を積み上げることなどにより、銀行はバーゼルⅢに対応する猶予が与えられることとなる。

2. 資本の質の向上と最低水準の引き上げ

バーゼルⅢでは、資本の質の向上を求め、最低水準を引き上げており、このことがバーゼルⅢにおける最も重要な見直しといえる。金融危機以前、多くの銀行は、資本効率の向上のため資本と負債の双方の性格を持つハイブリッド資本を発行し、自己資本規制上のTier1資本に算入していた。しかし、先般の金融危機においては、多くの銀行は公的資本注入によって破綻を免れたため、通常、法的

には債券と扱われるハイブリッド資本は、配当・利払いの停止を超えて元本削減等の形で損失を負担せず、その損失吸収力に疑問が呈されることとなった。

そこで、バーゼルⅢでは、資本の損失吸収力を向上させるため、資本の質の向上と最低水準の引き上げを行っている。まず、資本の質の向上については、内部留保（その他の包括利益を含む^(注1)）・普通株式で構成される「普通株等Tier1」という損失吸収力が大きい資本区分をTier1の中に設け、規制の中心的概念としている。また、他の金融機関に対する重要な出資、繰延税金資産、無形資産など、危機時に即時に流動化が難しい資産等は普通株等Tier1から控除され、控除後の値が最低水準の4.5%以上（後述）であることが求められる。

また、Tier1とTier2についても質の向上を行っており、それぞれについて算入条件を厳格化している。まず、Tier1のうち普通株等Tierを除いた「その他Tier1」については、元本の返済期限があるもの（ステップアップ条項やその他の償還インセンティブがあるものを含む）は除かれ、銀行が配当・利払いの停止に対して完全な裁量を有している、などの条件が課されている。次に、Tier2については、当初の残存期間が5年未満のものやステップアップ条項その他の返済のインセンティブがあるものは除かれる。

なお、バーゼルⅢでは、Tier1とTier2は、それぞれ、事業が継続している際に損失を負

担する資本（ゴーイング・コンサーン・ベースの資本）、破綻した際に損失を負担する資本（ゴーン・コンサーン・ベースの資本）と整理したうえで^(注2)、銀行の（実質的）破綻時において損失吸収を行うための規定も整備されている。まず、その他Tier1の算入条件として、負債に分類されるものは、事前に特定したトリガー・ポイント^(注3)における普通株式への転換または元本削減により損失吸収がなされなければならないことが規定されている。さらに、銀行が実質的な破綻状況に陥った場合、当局の判断によりその他Tier1・Tier2に損失を負担させる仕組みが課されることとされている（適用は2013年1月以降）^(注4)。具体的には、その他Tier1・Tier2の算入要件に、銀行の実質的な破綻状況において、関係当局の判断により元本削減または普通株式への転換が義務付けられる条項を発行条件に含んでいることが追加されている^(注5)。

次に、最低水準の引き上げについては、普通株等Tier1の水準は、バーゼルⅡではこれに相当する資本として実質的に2%以上が求められていた^(注6)のに対し、バーゼルⅢでは4.5%を最低水準としている。しかも、実質的に最低水準に含まれると考えられる資本保全バッファ（2.5%）（後述）も含めると、普通株等Tier1は7%以上が求められることとなる^(注7)。また、Tier1比率も、バーゼルⅡの4%以上から、バーゼルⅢでは6%以上に引き上げられている（なお、総資本比率

(図表 2) 資本の水準の見直し

所要自己資本及びバッファ (%)			
	普通株式等Tier1 (各種控除後)	Tier1資本	総自己資本 (Tier1及びTier2資本)
最低水準	4.5	6.0	8.0
資本保全バッファ	2.5		
最低水準+資本保全バッファ	7.0	8.5	10.5
カウンターシクリカル資本バッファの範囲*	0~2.5		

※ 普通株等Tier1またはその他の完全に損失吸収力のある資本
(出所) バーゼルⅢ規則文書より大和総研作成

(Tier1 + Tier2) は従来と同じく 8%以上)
(図表 2 参照)。

なお、最低水準の引き上げに関して、特に規模の大きな銀行は、システム上重要な金融機関 (SIFI) はバーゼルⅢの上記の最低水準を上回る資本を備えることが求められることに留意しなければならない。具体的には、2011年7月に金融安定理事会 (FSB) によって公表された規制案では、グローバルに活動するシステム上重要な金融機関 (G-SIFI) と認定された金融機関 (注8) に対しては、そのランクに応じてバーゼルⅢの最低水準に上乗せで 1%~2.5% (注9) の普通株等Tier1を備えることが必要とされている (2016年から段階的に実施)。よって、規制案がこの内容で確定すると、G-SIFIと認定された金融機関は実質的に 8%~9.5%の普通株等Tier1を備えることが必要となる。

■ 3. リスク捕捉の強化

先般の金融危機では、バーゼルⅡが捕捉していなかったさまざまなリスクが顕在化した。そのため、バーゼルⅢではそれらを捕捉するため、信用評価調整 (注10) (CVA) の変動リスクの捕捉、誤方向リスク (注11) への対処、大規模金融機関へのエクスポージャーに対する資産相関係数の引き上げ、担保管理の強化、デリバティブ取引の中央清算機関への移行促進、外部格付への依存の低下などの見直しを行っている。

なお、バーゼルⅢに先立つ2009年7月時点で、金融危機時にバンキング勘定よりも資本賦課が軽いトレーディング勘定を利用することによって規制の裁定行為が行われていたことを受け、バーゼルⅡを修正して、トレーディング勘定に対する資本賦課を強化するなどの見直し (いわゆる「バーゼル2.5」) が行われている (2011年末までに実施予定)。

(図表3) 資本保全バッファーにおける社外流出の制限割合

普通株等Tier1比率	社外流出の制限割合 (利益対比)
4.5%~5.125%	100%
5.125%~5.75%	80%
5.75%~6.375%	60%
6.375%~7.0%	40%
7.0%超	0%

(出所) バーゼルⅢ規則文書

■ 4. 資本保全バッファー及び カウンターシクリカル 資本バッファーの導入

(1) 資本保全バッファーの導入

先般の金融危機において、金融機関の中には、財務状況や銀行セクターの見通しが悪化していたにもかかわらず、配当や自社株買い、手厚い報酬の形で巨額の分配を続けたものも存在した。しかし、このような資本の社外流出の結果、新規の貸出しが困難になり、経済状況の悪化を促進したといわれる。

そのため、バーゼルⅢでは、資本の社外流出を抑制し、内部留保の蓄積を促すため、最低所要自己資本に上乗せして自己資本を備えることを銀行に求めている（資本保全バッファー）。資本保全バッファーの水準は、普通株等Tier1で2.5%であり、銀行は最低所要自己資本（のうち普通株等Tier1部分）の4.5%との合計で7.0%の普通株等Tier1を備えることが求められることになる。銀行の自己資本が資本保全バッファーを割り込み、普通株等

Tier1比率が4.5%~7.0%になった場合、(図表3)のように普通株等Tier1比率に応じて、資本の社外流出（配当、自社株買い、役員への賞与）が制限されることとなる。

なお、資本保全バッファーは、それを下回ると利益処分が制限されるものの、取り崩しが禁止されているわけではなく、逆に、ストレス時に資本保全バッファーを取り崩して貸出しに回すことにより、経済状況を改善させることが期待されているものである。しかし、利益処分が制限される以上、銀行は資本保全バッファーを割り込まないことを目指すと考えられるため、實際上、最低所要自己資本と資本保全バッファーの合計が最低水準となると考えられる。

(2) カウンターシクリカル 資本バッファーの導入

先般の金融危機に見られたとおり、過剰な信用供与が行われて生じたバブルが崩壊すると、銀行セクターの損失は巨額となりうる。そのような将来的な損失から金融機関を守る

ため、バーゼルⅢではバッファーとしての資本を備えさせるべく、カウンターシクリカル（景気変動抑制的な）資本バッファーが導入されている。また、カウンターシクリカル資本バッファーの積み立てにより、過度な信用の増加を緩和する効果も期待されている。

カウンターシクリカル資本バッファーは、資本保全バッファーと同様のメカニズムにより、水準を下回ると社外流出が制限される。カウンターシクリカル資本バッファーは、普通株等Tier1（または「その他の完全に損失吸収力のある資本（注12）」）で満たすことが求められ、その水準は、0～2.5%の範囲で、各国が「総与信/GDP比のトレンドからの乖離」を指標として参照しながら裁量によって決定する（注13）。なお、カウンターシクリカル資本バッファーの水準は、海外向け信用エクスポージャーについてはその国の水準が適用され、ある銀行に適用される水準は信用エクスポージャーを有する全ての国の適用水準の加重平均となる。

■ 5. レバレッジ比率規制の導入

先般の金融危機では、金融危機以前の緩和的な金融状況を受けて、銀行の中には借入れを膨らませ、自己資本に対する借入れの割合が増大（レバレッジが拡大）していたものもあった。しかし、金融危機時に、過大なレバレッジの引き下げを市場に求められ、資産の投売りによる価格の急激な下落が生じ、損失

の拡大、銀行資本の縮小、信用収縮という悪循環を招いた。

そのため、バーゼルⅢでは、新たにレバレッジ比率規制を導入している。レバレッジ比率規制は、資本を単純に資産で割って求められるレバレッジ比率が一定値以上であることを求める規制であり、（資産ごとにリスク・ウェイトを考慮する）リスクベースの自己資本規制を補完するものである。

レバレッジ比率＝

資本（新定義のTier1）

エクスポージャー（オンバランス項目＋オフバランス項目）
≥ 3%（試行期間）

■ 6. 流動性比率規制の導入

先般の金融危機において、多くの銀行が適切な水準の自己資本を備えていたにもかかわらず、流動性不足に陥り困難に直面した。そのため、バーゼルⅢでは、銀行に流動性を確保するように求めるため、国際的に調和された流動性比率規制として、以下の①「流動性カバレッジ比率（LCR：Liquidity Coverage Ratio）」と、②「安定調達比率（NSFR：Net Stable Funding Ratio）」を導入している。

① 流動性カバレッジ比率

流動性カバレッジ比率では、ストレス下でも市場から流動性を調達できる高品質の流動資産（適格流動資産）を、30日間の厳しいストレス下におけるネット資金流出額以上に保

有することが求められ、下記を満たすことが求められる。

$$\text{LCR} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要な流動性}} \geq 100\%$$

分子の適格流動資産には現金や国債などが含まれ、資産の種類に応じて異なる掛目が定められており（注14）、分母の必要な流動性（資金流出項目から資金流入項目を引いて算出）についても、資産の種類に応じて異なる掛目が定められている。

② 安定調達比率

安定調達比率では、1年間にわたる資産負債構成に着目し、流動性を生むことが期待できない資産（所要安定調達額）に対し、流動性の源となる安定的な預金等の負債及び資本をより多く保有することが求められ、下記を満たすことが求められる。

$$\text{NSFR} = \frac{\text{安定調達額}}{\text{所要安定調達額}} > 100\%$$

分子の安定調達額には、資本や預金と一部の市場性調達負債などが含まれ、その種類に応じて異なる掛目が定められている。分母の所要安定調達額の項目には、現金、国債・政府保証債、信用・流動性供与枠（未使用額）、非金融機関発行の社債等、個人向け貸出しなどが挙げられ、それぞれ流動性に応じて掛目が定められている。

■最後に

以上、バーゼルⅢの概要について解説したが、その中心は銀行の自己資本比率規制の見直しである以上、当然、銀行の財務戦略に大きな影響を与えるが、それ以外にも様々な影響が与えられることには留意が必要である。バーゼルⅢで求められる最低水準を達成するため、内部留保の蓄積や増資を行うだけでなく、その他Tier1やTier2に含まれるコンティンジェント・キャピタルを発行することも考えられる。しかし、これらの資本調達手法は最近開発されたものであり、バーゼルⅢによる銀行の財務戦略の変化が新たな市場の整備を促すこととなる。一方、自己資本比率（自己資本／リスク・アセット）を、分子である自己資本の増大ではなく、分母であるリスク・アセットの削減によって達成することを目指すことも考えられ、その方法として資産である企業向けの融資を抑制すれば、バーゼルⅢが实体经济に影響を与えることとなる。

また、バーゼルⅢは様々な規制が重層的に設けられているため、実際に導入されるまで金融市場に与える影響の予測が困難である。たとえば、レバレッジ比率規制による資産保有制限により銀行の国債保有が制限される可能性があるが、逆に、流動性カバレッジ比率規制は、銀行に適格流動資産である国債を保有するインセンティブを与える。我が国では銀行の国債保有額が巨額であるため、バーゼ

ルⅢによる銀行の国債保有への影響は国債市場に重要な意味合いを持つ。

以上のように、バーゼルⅢの各種規制はそれぞれ相互に作用し合いながら、マクロ経済・金融市場に複雑な影響を及ぼす。そのため、バーゼルⅢで導入された規制の中には、将来的に調整を行うため、観察期間や試行期間が設けられているものもあり（流動性比率規制、レバレッジ比率規制）、バーゼルⅢが与えるさまざまな影響を今後とも注視していく必要がある。

(注1) バーゼルⅡ（規則文書原文）では、（包括利益に含まれる）その他有価証券評価差額金の45%相当額まではTier2に計上可能とされている。

(注2) バーゼルⅡで市場リスクをカバーする目的でのみ認められているTier3は、バーゼルⅢでは廃止されている。

(注3) 銀行が実質的な破綻状態に陥った場合を想定していると考えられる。

(注4) この措置は、バーゼルⅢ規則文書が公表された後の2011年1月に公表された文書（バーゼル委「規制資本の質を向上させるための改革の最終要素」（2011年1月13日））によって規定されている。

(注5) ただし、各国法制上の破綻処理制度において、銀行の実質的な破綻時に元本削減等が行われる場合は、各国間の相互審査と情報開示の条件の下で、その他Tier1・Tier2への算入が認められる。

(注6) バーゼルⅡにおいて、普通株式等が（4%以上が求められる）Tier1資本の大半を占めることが求められていた。

(注7) カウンターシクリカル資本バッファも実際上最低水準に含まれると考えられるが、その水準は当局の裁量によって決定され、現在の日本の状

況を踏まえると非常に低い水準に設定されると予想される（注13参照）。

(注8) 2011年7月の規制案では、G-SIFIと認定された金融機関は全世界で28行（具体的行名は不明）。

(注9) 現在の規制案では該当しているものはないが、現状で最高ランクに位置付けられている銀行がさらに大規模になった場合に備えて、3.5%の上乗せが課されるグループも設けられている。

(注10) 店頭デリバティブのカウンターパーティーの信用力をデリバティブ取引の評価額に反映する価格調整。

(注11) 金融危機のような通常時とは異なる事態が生じた際に、異なるリスクが当初想定していたものとは異なる相互作用を示すことにより、損失が拡大するリスク。

(注12) 2011年8月現在、「その他の完全に損失吸収力のある資本」の定義が決定されていないため、バーゼル委の結論が出るまでの間、普通株等Tier1のみで満たすことが求められる。

(注13) 2010年12月にバーゼル委が提示したカウンターシクリカル資本バッファの運用指針で、カウンターシクリカル資本バッファを仮に過去に適用した場合の水準が示されており、日本に適用される水準は1993年から2009年までは0%となっている。

(注14) 現金やリスク・ウェイトが0%の国債などの掛目は100%であり、全額算入が認められる。 ▨

金本 悠希（かねもと ゆうき）

2003年東京大学法学部卒業、2005年東京大学大学院法学政治学課程修士課程修了。2005年大和総研入社制度調査部配属。2009年から2011年まで財務省出向。2011年より現職。